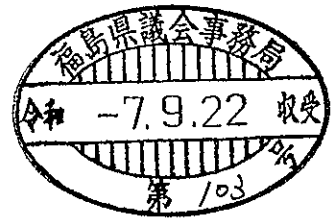


令和7年9月福島県議会定例会 議員提出議案付託表

番号	件 名	議案提出者	付託委員会	備 考
103	災害対応力の強化を求める意見書	矢吹 貢一 鈴木 智	総 務	
104	消費税５％への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書	神山 悦子 宮本しづえ	総 務	請願 7 1 号
105	福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた具体的な工程の明示を求める意見書	矢吹 貢一 鈴木 智	企画環境	
106	医療機関の経営安定に向けた支援を求める意見書	矢吹 貢一 佐々木 彰	福祉公安	
107	介護・障がい福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書	荒 秀一 三村 博隆	福祉公安	
108	診療報酬改定等に関する意見書	宮川えみ子 大橋 沙織	福祉公安	
109	地域の医師不足解消を求める意見書	神山 悦子 宮本しづえ	福祉公安	請願 7 2 号
110	中小企業・小規模事業者への支援の拡充・強化を求める意見書	宮下 雅志 三村 博隆	商労文教	
111	防衛省「まるわかり！ 日本の防衛はじめての防衛白書２０２４」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書	宮川えみ子 大橋 沙織	商労文教	請願 7 3 号
112	農業者の営農意欲を維持した持続可能な農業の確立を求める意見書	矢吹 貢一 鈴木 智	農林水産	
113	新規就農支援の強化・拡充を求める意見書	宮下 雅志 三村 博隆	農林水産	
114	水産物に係る自給率の向上と気候変動適応策の推進等を求める意見書	宮下 雅志 三村 博隆	農林水産	

番号	件名	議案提出者	付託委員会	備考
115	米の安定供給等を求める意見書	神山悦子 大橋沙織	農林水産	請願 75 号



議 案 提 出 書

令和7年9月22日

福島県議会議長 西 山 尚 利 様

提出者

福島県議会議員
同

矢 吹 貢 一
鈴 木 智



次の議案を別紙のとおり提出します。

災害対応力の強化を求める意見書

理 由

災害対応力の強化を求めるため

災害対応力の強化を求める意見書

本年7月30日に発生したロシア・カムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.8の地震の影響により、本県を含む太平洋沿岸の13都道県に津波警報が発令され、各地の自治体から一時200万人以上を対象に避難指示が出された。

今回の津波警報は、我が国から600キロ以上離れた場所で発生した地震による遠地津波のため、国内で大きな揺れを感じず、津波が到達するまでに時間的な猶予があったことから、津波警報の発出から全面解除まで11時間以上を要するなど、住民は長時間の避難を余儀なくされた。加えて、酷暑の時期と重なったため、炎天下における避難そのものが命の危険性を高めることにもなった。これらの状況を踏まえ、今後は災害の特性と気候条件を想定し、適切に対応していく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 カムチャツカ半島東方沖で起きた地震の影響による長時間にわたっての避難指示や炎天下での屋外避難などについての検証を確実に行之、改善策を早期に示すこと。
- 2 災害時には避難所として活用される公立小学校の体育館等について、避難所機能を強化するとともに、耐災害性の向上を図ること。また、学校体育館等における空調設備の更なる設置促進を図ること。
- 3 避難指示が長時間続いたことを踏まえ、外国人も含めた住民の避難行動につながる情報発信及び広報活動を強化すること。
- 4 災害発生後の全ての避難所において、確保されるべき生活空間や食事の質、生活用水など、避難所の衛生や生活環境の指針を定めた「スフィア基準」を満たすことができるよう、災害対策を確実に進めること。

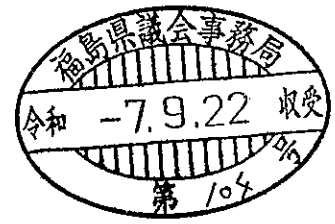
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	宛て
総務大臣	務務大臣	文部科学大臣	
国土交通大臣		内閣府特命担当大臣（防災）	

福島県議会議長

西山尚利



議 案 提 出 書

令和7年9月19日

福島県議会議長 西山 尚利 様

提出者 福島県議会議員
同

神山 悦子 
宮本 しづえ 

次の議案を別紙のとおり提出します。

消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書

理由

消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求めるため

議案第104号

消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書

2025年7月の参議院議員通常選挙では、消費税減税・廃止を公約に掲げた野党が全体として議席を増やし、減税に反対した自由民主党と連立を組む公明党の与党は過半数を割り込んだ。毎日新聞が、7月26日及び27日に実施した世論調査では、投票の際に物価対策として「消費税減税」を重視したのは49%で、「現金給付」の16%を大きく上回った。また、産経新聞等による合同世論調査では75.1%が減税・廃止を求めている。

今年値上げになった飲食料品は2万品目を超え、2年ぶりの高水準となり、毎日の暮らしからは悲鳴が上がっている。2025年6月に日本銀行が行った「生活意識に関するアンケート調査」では、「暮らし向きにゆとりがなくなってきた」が6割を超えている。

帝国データバンクの「全国企業倒産集計2025年上半期報」によると、負債額の規模「5000万円未満」が全体の63.2%を占め、小規模の倒産が目立っており、上半期の倒産が5000件を超えるのは12年ぶりの高水準と指摘している。

世界では、110の国・地域で付加価値税（消費税）の減税が実施または実施予定とされている調査結果があり、ベトナムは10%から8%への減税を2026年末まで延長した。マレーシアは2018年の総選挙の結果を受け消費税を廃止した。

現行制度の見直しにより、消費税を廃止できる財源は生まれると試算する税の専門家もいる。

インボイス制度を考えるフリーランスの会のインボイス実態調査では、課税事業者の90.8%が消費税に負担を感じ、インボイス登録事業者の8割近くが価格転嫁できていないとの結果がでている。

よって、国においては、次の施策を講ずるよう強く要望する。

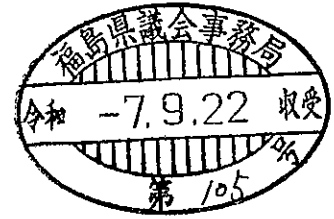
1. 消費税を5%へ減税すること。
2. インボイス制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	宛て
総務大臣	財務大臣		

福島県議会議長 西山尚利



議 案 提 出 書

令和7年9月22日

福島県議会議長 西 山 尚 利 様

提出者 福島県議会議員 矢 吹 貢 一 
同 鈴木 智 

次の議案を別紙のとおり提出します。

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた具体的な工程の明示を求める意見書

理 由

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた具体的な工程の明示を求めるため

議案第105号

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた具体的な工程の
明示を求める意見書

国は8月26日に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」を公表した。5年後の2030年頃に最終処分場の選定・調査を開始し、2035年を目途に処分場の仕様を具体化させ、候補地を選定する方針である。

同ロードマップでは、復興再生利用の推進やその必要性・安全性等についての全国的な理解醸成など、今後の5年間で取り組む内容は明確になったものの、県外最終処分の期限となる2045年3月までの全体的な工程については不透明であることから、県民が県外最終処分の全体像を具体的に把握できず、実現の見通しを実感できない状況にある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 福島県内除去土壌等の県外最終処分は、必ず果たさなければならない国と県民との約束であるとともに、法律にも規定された国の責務であることから、用地取得、建設、運搬等について、2045年3月までの県外最終処分に向けた具体的な工程を早期に示すこと。
- 2 復興再生利用について、福島県外における1都2県での実証事業が地域住民の理解を得られず足踏み状態であることを踏まえ、本年7月から開始された国による復興再生利用の事例を更に拡大するとともに、復興再生利用の必要性・安全性等についての全国的な理解の醸成と復興再生利用への機運の醸成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	宛て
環		境	大	臣	
復		興	大	臣	
内	閣	官	房	長	官

福島県議会議長 西山尚利

議 案 提 出 書



令和7年9月22日

福島県議会議長 西 山 尚 利 様

提出者 福島県議会議員
同

矢 吹 貢 一
佐々木 彰



次の議案を別紙のとおり提出します。

医療機関の経営安定に向けた支援を求める意見書

理 由

医療機関の経営安定に向けた支援を求めるため

医療機関の経営安定に向けた支援を求める意見書

近年の急激な物価高騰や人件費の上昇、さらには、控除対象外消費税の負担増などが医療機関の経営を圧迫しており、公定価格である診療報酬により運営している病院や診療所が経営の危機に瀕している。当県においても、物価高騰に加え、人口減少やコロナ禍を契機とした受診控えなどの影響により受診率が低下し、病床を削減せざるを得ない医療機関が増えており、地域医療の崩壊が懸念されている。

また、令和6年度診療報酬・薬価等改定は、物価や賃金の上昇に迫りつつおらず、現状の診療報酬では、適切な医療の提供が困難な状況にある。

日進月歩する技術革新へ対応し、社会インフラとしての医療を将来にわたり維持・確保していくためには、医療機関の経営を安定させることが求められる。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 次期診療報酬改定においては、財政フレームを見直して目安対応を廃止し、賃金上昇や物価高騰等に即応できる新たな仕組みを導入すること。
- 2 著しくひっ迫した医療機関の経営状況を改善するため、十分な財源を確保した上で新たな支援制度を創設するなど、緊急的な財政支援を行うこと。

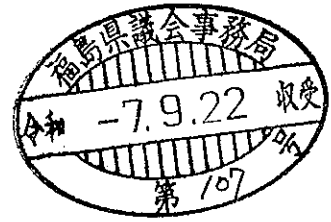
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	厚生労働大臣
苑	て		

福島県議会議長 西山尚利

議 案 提 出 書



令和 7 年 9 月 22 日

福島県議会議長 西 山 尚 利 様

提出者 福島県議会議員 荒 秀 一 

同 三 村 博 隆 

次の議案を別紙のとおり提出します。

介護・障がい福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書

理由

介護・障がい福祉サービス等報酬の引上げ等を求めるため

議案第107号

介護・障がい福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書

介護・障がい福祉事業所は物価高や人件費の上昇などにより、これまで以上に厳しい経営を強いられており、特に訪問介護事業者については、2024年の基本報酬引下げ等によって経営が逼迫している。

介護・障がい福祉従事者の賃金（賞与込み、役職者を除く）は、全産業の平均と比べ、月額で約8.3万円低い状況にあるが、人手不足を解消するためには、処遇改善を着実に進めなければならない。国は2024年度の介護報酬改定において、2024年度に2.5%、2025年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げ等を行ったとしているが、このままの処遇が続けば、介護・障がい福祉分野からの更なる人材の流出は避けられない。

よって、国においては、介護・障がい福祉のサービス提供体制の維持・拡充のため、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

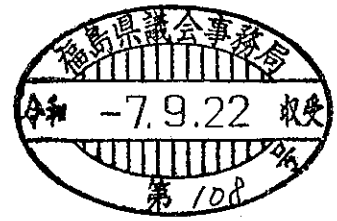
- 1 介護報酬・障がい福祉サービス等について、2026年4月に報酬の期中改定を行い、介護従事者、障がい福祉従事者それぞれの報酬を引き上げること。
- 2 処遇改善の上乗せ措置として、介護・障がい福祉事業所で働く全ての職員に対し、速やかに、賃金を月額1万円以上引き上げる処遇改善が図られるよう措置すること。
- 3 物価高騰に加え、今年度の最低賃金額改定の目安が過去最高額となったことを踏まえ、速やかに、介護・障がい福祉事業所が最低賃金の引上げ等に対応できるよう支援すること。
- 4 訪問介護について、速やかに、事業者支援金を支給するとともに、2026年4月の期中改定で基本報酬を引き上げること。
- 5 介護・障がい福祉従事者の賃金を全産業平均の水準へ引き上げる方策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	

福島県議会議長 西山尚利



議 案 提 出 書

令和7年9月19日

福島県議会議長 西山 尚利 様

提出者 福島県議会議員
同

宮川 えみ子 (宮川)
大橋 沙織 (大橋)

次の議案を別紙のとおり提出します。

診療報酬改定等に関する意見書

理由

診療報酬改定等を求めるため

診療報酬改定等に関する意見書

物価高や人件費の高騰に医療・介護分野の報酬引き上げが追いつかず、医療機関や介護・福祉事業所の経営や人手不足は一段と深刻さを増しており、経営努力も限界に達していることから、「地域医療は崩壊寸前」、「このままでは、ある日突然病院がなくなる」など、多くの病院から悲鳴が上がっている。

保険医療機関は、公定価格である診療報酬により運営されており、光熱水費や材料費等の高騰や、人件費上昇の影響を価格に転嫁することができない。また、2024年度診療報酬改定で引き上げが行われたが、運営コストはこれを上回って上昇している。ボーンスカットなどを理由に医療従事者の大量離職等が起こっており、日本の医療は崩壊の危機である。

介護・障がい福祉サービスについても、公定価格である報酬が物価や人件費の上昇に追いついていないことに加え、特に中山間地域等の移動に時間を要する地域では訪問や送迎等に係るコストが十分に反映されていないため、事業者の経営が厳しいものとなっている。

さらに、2024年度に基本報酬が引き下げとなった訪問型の介護事業者や小規模な事業者が特に厳しい経営環境に直面しており、休廃業件数が過去最多を記録するなど極めて深刻な状況が生じている。加えて、本県を含めた地方で介護事業所ゼロの自治体が増加していることや現役世代の「介護離職」が年間10万人にのぼることなど、あらゆる世代の重大問題となっている。

よって、国においては、こうした状況を真摯に受け止め、適切かつ早急に改善するよう、次の事項について強く要望する。

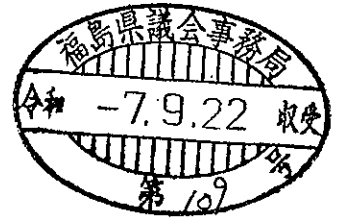
- 1 地域の医療提供体制を将来にわたって維持・確保するため、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬となるよう改定を行うこと。
- 2 物価や賃金の上昇に応じて適時適切に診療報酬をスライドさせる仕組みを導入するとともに、保険医療機関の危機的な経営状況にしっかりと対応できるよう、臨時的な診療報酬の改定や緊急的な財政支援を行うこと。
- 3 介護報酬の定期改定が2027年度に予定されているが、定期改定を待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急的な財政支援を行うこと。
- 4 物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護・障がい福祉サービス等報酬をスライドさせる仕組みを導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	厚生労働大臣
宛て			

福島県議会議員 西山 尚 利



議 案 提 出 書

令和7年9月19日

福島県議会議長 西山 尚利 様

提出者 福島県議会議員
同

神山 悦子 (神山)
宮本 しづえ (宮本)

次の議案を別紙のとおり提出します。

地域の医師不足解消を求める意見書

理由

地域の医師不足解消を求めるため

地域の医師不足解消を求める意見書

厚生労働省は2024年12月、「医師偏在対策に関するとりまとめ」を確認し、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を公表した。国の医師偏在対策は、その基本的な考え方において、「医師数は毎年増加しており、医師の需要と供給は2029年頃に均衡する推計もある中、医師確保対策について、総数の確保から適切な配置へと重点をシフトしていく必要がある」としており、「医師偏在指標」を用いて「医師多数県・医師多数区域」「医師少数県・医師少数区域」と分類し、経済的インセンティブと規制的手法を用いた対策の強化や2027年度の医学部定員の適正化等を検討している。

2024年8月、医師偏在指標により「医師少数県」とされる都道府県知事（福島県知事も参加）を中心とする「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」が「医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた実効性のある施策の実施を求める提言」をまとめ、厚生労働省および文部科学省に提出した。提言では、「今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療所間の偏在等が極めて顕著となり、いわば『地域医療崩壊』の危機的状況にある」と述べた上で、国の「医師需給推計」について、新興感染症等発生時の対応、医師の働き方改革の導入、女性医師数増などの影響を十分に反映させるなど、医師需給に関する分析を適時適切に行うことを訴えるとともに、「新たな感染症等によるパンデミックが発生した場合にも、医療現場の崩壊を招くことなく、適切な医療を提供するためには、医師の絶対数を増やすことが必要である」とし、医学部定員の上限の緩和を含む既設医学部の大幅定員増や医学部新設を可能とすること等が提起された。

一方で、「医師多数県」とされた複数の知事が、同年10月に厚生労働省に要望書を提出し、「医師多数県」とされた県であっても、中山間地域などで必要な医師を確保できない実態があり、偏在指標は実情を表していないと指摘している。

福島県の人口10万人対医師数は、2022年の調査によると、218.7人で、全国平均の274.7人を大きく下回る全国42番目であり、慢性的な医師不足に悩まされている。

今、福島県の地域医療は医師不足の危機に直面している。すべての医師の人権を保障し、健康を守りながら、これ以上、医療需要を切り捨てないためには、偏在対策の強化ではなく、医学部定員を増員し、地域での医師不足を解消することが求められる。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 新興感染症等発生時の対応、医師の働き方改革の導入、働き方の多様化などの影響を踏まえ、「医師需給推計」の見直しを行うこと。
- 2 「医師偏在指標」を基にした「医師偏在対策」を改め、地域の医師不足を解消するため、医学部定員を増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

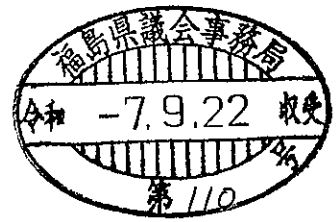
令和7年 月 日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	宛て
財	務		大	臣	
厚	生	労	働	大	
				臣	

福島県議会議長

西山 尚 利

議 案 提 出 書



令和 7年 9月22日

福島県議会議長 西山 尚利 様

提出者 福島県議会議員 宮下 雅志 

同 三村 博隆 

次の議案を別紙のとおり提出します。

中小企業・小規模事業者への支援の拡充・強化を求める意見書

理由

中小企業・小規模事業者への支援の拡充・強化を求めるため

中小企業・小規模事業者への支援の拡充・強化を求める意見書

中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」）は、地域の雇用を担うとともに、地域経済の安定や住民生活の向上、多様な交流の促進にとって重要な存在であり、地方創生の実現において中心的な役割を担っている。

しかし、長引く原油・原材料価格等の高騰や慢性的な人手不足等により中小企業等は厳しい状況に置かれており、また、最低賃金の引上げや適正な価格転嫁の実施等への対応など、中小企業等を取り巻く環境は大きな変革期にあることから、このような局面を乗り越えて事業が継続され、着実かつ力強く地域経済が再生されるよう支援の充実が求められている。

よって、国においては、日本経済や地域経済・社会に活力を与えてきた中小企業等を支えとともに、働き方改革や賃上げに取り組む企業や、創業間もない企業等への支援が一層充実されるよう、次の施策の実施を強く要望する。

- 1 中小企業の経営改善と安定化を図るため、中小企業活性化協議会による支援強化や経営改善計画策定支援事業等負担軽減のための制度の見直しなど、中小企業の再生支援を拡充・強化すること。
- 2 観光業における顧客や取引機会を取り戻すため、国内旅行の需要喚起と誘客促進、観光地域づくりや情報発信・プロモーションへの支援、外国人観光客の回遊促進やインバウンドマーケット対応に係る設備等の更新への支援など、観光業等支援施策を拡充すること。
- 3 物価・エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業等が、安定して事業を継続し、地域経済を維持できるよう、事業コストの負担軽減やエネルギーの安定供給、生産性向上等、総合的な支援策を講じること。
- 4 賃上げの原資となる実効的な価格転嫁が円滑に進められるよう、下請取引環境の改善や商習慣の適正化の推進、発注者の理解促進、立場の弱い中小企業等が適切に価格交渉に臨める環境整備、業務のデジタル化等による生産性向上に向けた支援など、支援策を拡充・強化すること。
- 5 中小企業等が事業を継続・発展させていくため、若年者のU I Jターンへの支援とともに、地域の中小企業等に対する理解促進に取り組むこと。また、次世代への円滑な事業承継や創業・起業に対する支援を拡充・強化すること。
- 6 幅広い業種での人手不足に対応するため、中小企業等の人材確保・育成・定着への支援を拡充・強化するとともに、ものづくり産業等におけるD X技術の導入に対応するため、教育界・産業界等の連携による人材育成の取組を強化すること。
- 7 地域の商業機能を維持するとともに、コミュニティを支えていくため、キャッシュレス決済の普及推進や空き店舗活用、消費喚起や賑わい創出のためのイベント開催等への支援など、商店街等への支援策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	宛て
財務大臣		経済産業大臣	

国 土 交 通 大 臣

福島県議会議長

西 山 尚 利



議 案 提 出 書

令和7年9月19日

福島県議会議長 西山 尚利 様

提出者 福島県議会議員
同

宮川 えみ子 (宮川)
大橋 沙織 (大橋)

次の議案を別紙のとおり提出します。

防衛省「まるわかり！ 日本の防衛 はじめての防衛白書2024」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書

理由

防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書2024」の小学校への直接送付をやめることを求めるため

議案第111号

防衛省「まるわかり！ 日本の防衛 はじめての防衛白書2024」の
小学校への直接送付をやめることを求める意見書

防衛省作成の「まるわかり！ 日本の防衛 はじめての防衛白書2024」が、7月時点で全国の小学校に配布されたことが分かり、福島県内の小学校にも配布されている。文書はロシアによるウクライナ侵攻が起きた理由の一つを「防衛力が足りなかった」、中国など特定の国を「威圧的」、「大きな脅威」と記載しており、脅威をあまり軍事力強化を正当化し、意見が分かれる安全保障政策などについて政府の見解を一方向的に教える内容になっている。

福島県議会6月定例県議会の一般質問で、防衛白書を学校現場で活用すべきでないとの質問に対し、県教育委員会からは「防衛省発行の冊子につきましては、政府刊行物の一つとして、防衛省から各小学校に送付されているものと承知しております」と答弁があった。教育は中立を保たなくてはならないはずであり、各地の教育現場では「まるわかり！ 日本の防衛 はじめての防衛白書」をめぐり、戸惑いの声が上がっており、職員室での保管を決める自治体も出ている。

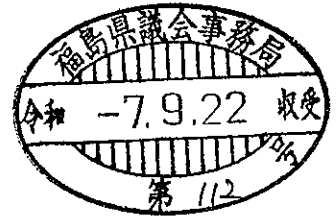
よって、国においては、「まるわかり！ 日本の防衛 はじめての防衛白書2024」の小学校への直接送付をやめることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	宛て
内	閣	総	理	大	
防	衛		大	臣	

福島県議会議長 西山 尚 利



議 案 提 出 書

令和7年9月22日

福島県議会議長 西 山 尚 利 様

提出者 福島県議会議員 矢 吹 貢 一
同 鈴 木 智



次の議案を別紙のとおり提出します。

農業者の営農意欲を維持した持続可能な農業の確立を求める意見書

理 由

農業者の営農意欲を維持した持続可能な農業の確立を求めるため

議案第 1 1 2 号

農業者の営農意欲を維持した持続可能な農業の確立を求める意見書

地球温暖化やそれに伴う近年の急激な気候変動は、我々の日常生活のみならず、我が国の農業にも深刻な影響を与えている。水稻栽培では米粒が白濁する白未熟粒が発生し、また、果実栽培においては着色不良が起きるなど、高温障害の被害が発生している。当県においても、コメの 1 等米比率の低下やビニールハウス内の高温化によるキュウリやトマトなど園芸作物への影響を始め、本年 1 月から 2 月にかけて続いた記録的な大雪により、会津地方を中心に 2, 3 0 0 棟を超える農業用施設や収穫中の農作物、果樹の樹体等に甚大な被害が発生したところである。今後も気候変動による農業への影響は続くことから、農業者の営農意欲を維持した持続可能な農業の確立が求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

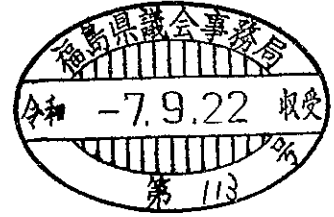
- 1 気候変動に適応した高温等に強い品種や安定的な生産技術の開発の促進を図るとともに、新たな品目の栽培や高温対策設備等の導入への支援を強化すること。
- 2 急激な気候変動による災害を未然に防止するため、農村地域の流域治水対策や農業水利施設等の老朽化対策などの防災・減災対策等を確実に進めること。
- 3 令和 7 年の会津地方を中心とした豪雪による災害について、「令和 6 年度大雪農業災害特別対策事業」において対象外となっている栽培用以外のパイプハウス等についても支援を講ずること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	宛
農	林	水	産	大	て
国	土	交	通	大	
内閣府特命担当大臣（防災）					

福島県議会議長 西 山 尚 利



議 案 提 出 書

令和 7年 9月22日

福島県議会議長 西山 尚利 様

提出者 福島県議会議員

宮下 雅志



同

三村 博隆



次の議案を別紙のとおり提出します。

新規就農支援の強化・拡充を求める意見書

理由

新規就農支援の強化・拡充を求めるため

新規就農支援の強化・拡充を求める意見書

我が国の農業は、基幹的農業従事者の減少・高齢化が進行し、地域の農地が適切に維持されなくなることが懸念されており、食料安全保障の強化等を進めていくためには、農業に従事する方を増やしていくことが不可欠である。

このような中、令和 7 年度予算に市町村が農業者等と協議して策定する地域計画を核とした各種施策等が措置されたが、このような課題等を踏まえれば、運用面を含めた支援は十分ではない。

国は、地域計画の策定・実現、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化の取組を円滑に進めるため、関連する制度や予算の内容を幅広く関係者に周知し、必要に応じて運用面の見直しや補正予算を措置するほか、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行う必要がある。

よって、国においては、次の事項を実施するよう要望する。

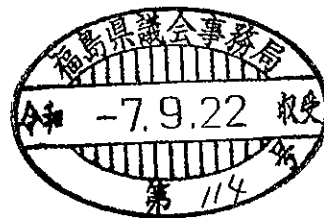
- 1 地方自治体や教育機関を支援し、農業高校、大学、農業大学校における教育設備の充実・強化を図るとともに、相談専門員や教育人材の育成・確保、ベテラン農業者による実践的な教育を推進すること。
 - 2 就農相談会、農業法人説明会の開催等、就農に関する情報発信や食育、農業体験学習に取り組む地方自治体や J A への支援を充実・強化すること。
 - 3 市町村、農業委員会、農地中間管理機構、普及指導センター及び農業団体等の関係機関が連携し、新規就農者に対してワンストップで支援できる体制の確立を促進すること。
 - 4 就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業及び雇用就農資金を以下により強化・拡充すること。
 - (1) 対象者の年齢要件を 6 5 歳以下まで緩和し、高齢層を含めた多様な年齢の就農を支援すること。また、若年層に対しては支援額を増額すること。
 - (2) 夫婦など家族帯同で移住しての就農や、中山間地域等条件不利地域への就農には加算措置を講じ、多様な新規就農を支援すること。
 - (3) 経営開始資金については、交付期間の上限を 3 年から 5 年に延長すること。
- 以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	宛て
財	務		大	臣	
農	林	水	産	大	
				臣	

福島県議会議長

西山尚利



議 案 提 出 書

令和 7年 9月22日

福島県議会議長 西山 尚利 様

提出者 福島県議会議員 宮下 雅志 

同 三村 博隆 

次の議案を別紙のとおり提出します。

水産物に係る自給率の向上と気候変動適応策の推進等を求める
意見書

理由

水産物に係る自給率の向上と気候変動適応策の推進等を求める
ため

水産物に係る自給率の向上と気候変動適応策の推進等を求める意見書

水産物は、良質なたんぱく質をはじめとする豊富な栄養素を有しており、私たちの健全な食生活に不可欠な食料である。水産業は、このような国民の健康を支える水産物を供給するという重要な役割を果たしている。

しかし、我が国の水産業は、国内での水産物の消費量が減少傾向にあり、生産量の減少や担い手の高齢化など、厳しい課題に直面している。加えて、地球温暖化に伴う海水温上昇による資源の分布域の変化、磯焼けによる藻場の減少、海洋酸性化による貝類や甲殻類の成長阻害などが、水産業に深刻な影響を与えている。

食用魚介類の自給率は、昭和39年度の113%をピークに令和5年度は54%へと低下しており、輸入への依存度が高まっている。昨年、食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障の確保が基本理念の柱の一つに位置付けられたことも踏まえ、水産業においても食料安全保障の確保を図る観点から、水産基本計画に定める令和14年度の食用魚介類の自給率の目標値である94%の達成に向け、国内の漁業生産を増大させるための施策を強化・拡充することが必要である。

また、海水温の上昇により、温暖な海域を好む魚種の分布が北方に拡大し、サケやスルメイカなど冷水を好む魚種の漁場も沖合や北方に移動しているため、日本近海での漁獲量が大きく減少している。サケなどは将来的には、回遊ルートなどが消失してしまう可能性もある。

よって、国においては、水産物に係る自給率を向上させるとともに、資源管理を見直し、魚種の転換などの気候変動適応のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

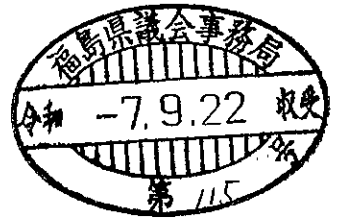
- 1 海水温上昇などの海洋環境の変化を踏まえ、水産資源の迅速な回復のほか、水産資源の状況を的確に把握するための調査及び研究を拡充するとともに、漁業者が実施する水産資源の適切な保存及び管理に対する支援を充実させること。
- 2 漁業経営を将来にわたって安定的なものにするため、漁業者に対するセーフティネットを強化すること。
- 3 国民1人当たりの水産物消費量が年々減少し続けている事態に対処し、国内で生産される魚介類の消費を促進するため、消費量減少の原因及び消費者ニーズの変化を見極めつつ、水産加工・流通対策を強化するとともに、魚食文化の普及啓発をはじめとした食育の拡充強化等の対策を幅広く展開すること。
- 4 水産をめぐる情勢の変化や食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、制定から約四半世紀となる水産基本法について検証を行い、必要に応じ見直しに向けた検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	財務大臣	農林水産大臣	宛て
-------	-------	--------	------	--------	----

福島県議会議員 西山尚利



議 案 提 出 書

令和7年9月19日

福島県議会議長 西山 尚利 様

提出者 福島県議会議員
同

神山 悦子 
大橋 沙織 

次の議案を別紙のとおり提出します。

米の安定供給等を求める意見書

理由

米の安定供給等を求めるため

議案第 1 1 5 号

米の安定供給等を求める意見書

国は、令和 7 年 8 月、米価の上昇が「需要に対して生産が不足していたことが要因」とする検証結果をまとめた。国は米不足を認め米の増産に踏み切ることを表明したが、その具体策は農地集積による大規模化やスマート農業の推進など従来の政策の延長にとどまっており、米農家が安心して増産に踏み切れるものとなっていない。さらに、増産して余剰が生じた場合の出口を「輸出拡大」とするだけでは、農家の不安を払拭できない。

気候危機が深刻化する中、農家は今年産の米の作柄を心配し、同時に価格下落への不安も広がっている。これまで国は減反による生産調整により、需給のバランスを図ってきた。その結果、米を作りたくても作れない、米を作り続けることができない、後継者がいないなどの状況を招き、2000 年代以降、米農家は 100 万戸以上が減少している。

消費者は「安心して日本の米が食べ続けられる」、農家は「安心して米を作り続けられる」、そうした食糧政策の実現が求められている。

米の減産政策から増産政策に転換し、農家が意欲を持って生産できるようにセーフティネットとして米の価格保障、農家の所得補償政策を確立するなど、農家の収入を支え、国民の食糧を守る抜本的な政策転換に踏み出す時である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 米を増産し、国を挙げて十分な備蓄を確保すること。
- 2 農家が安心して米を生産し、国民に安定供給できるよう農産物の価格保障、農家の所得補償政策を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

宛 て

福島県議会議長 西 山 尚 利